

## 租税権頭時代の松方正義の財政経政策論

藤村通

松方正義は明治四年八月から明治七年一月まで租税権頭の地位にあつた。この間、主として地租改正の問題と取組んだことについては他にゆづるが、海関税権回復について勢力的な努力を払つたことに關してこゝで取上げてみたいと思ふのである。

明治六年は国の内外とも多事であり、佐賀の乱につづいて台湾事件がおこり、そのために政府財政は窮迫し、この処置に苦慮せざるをえなかつた。ここにおいて松方は姑息な目前の財政弥縫策を排し國家百年の計を講ずべきであるとして、そのためには対内的には國家富強の根本策を対外的には条約改正と海関税権回復を主張したのであつた。松方は明治六年「國家富強ノ根本ヲ奨励シ不急ノ費ヲ省クベキノ意見書」を大藏省事務総裁大隈重信に提出している。

この意見書で松方は「國家ノ富強ヲ致ス所以ノモノハ地勢ノ便宜ヲ詳ニシ民心ノ帰向ヲ察シ、以テ農ト工商トヲ講習奨励スルニアリ。其レ之ヲ講習スルノ道必ラス緩急アリ、之ヲ奨励スルノ宜キ必ラス先後アリ其ノ急ト宜ク先ンス可キ所ノ者トヲ択テ而テ國ノ便宜ニ順テ以テ農工商トヲ講習奨励セスンハアルヘカラサルナリ」(大隈文書第二卷一、A九六八以下これによる)といつてゐる。これは当然のことであるが、当時の明治政府の経政策は各個ばらばらに無統一に行われており、これが統一に行われるようになったのは大久保利通が米歐回覽をおえ帰朝して内務省

の設立を建言し、明治六年の暮十一月十日に内務省が新設されて以後のことであつた。それまでは大蔵省が経済政策の中心機関であつたから、松方は大限に殖産興業において根本的な対策をとるべきことを献策したのである。また西欧資本主義諸國との自由な貿易は当時の日本経済に重大な影響をおよぼさずにはおかなかつた。それは貿易収支の不均衡であり、国家財政を悪化させる要因ともなつていた。これについて松方は「今や海外諸邦貿易交通ノ道盛ニ行ハレ、機工ノ製品頻リニ運輸スルニ至ル。是レヲシテ饒足セシメ我ヲシテ耗斃セシムルノ危淵ニ臨ムト謂フヘシ」と述べている。したがつて「宜シク彼農ト工商トヲ勸奨シ、農ハ其地力ヲ尽シ、工ハ其機巧ヲ極メ、商ハ其貨財ヲ活動シ、各其義務ヲ竭サシムルハ今日ノ奮勵スヘキノ急務ナリ。然レテ亦今之レヲ現ニ施サント欲スルトモ機械ノ功ニ乏シク、航海ノ術ニ暗ク、什一ヲ遂フニ拙シ。此三闕アルヲ以テ未タ俄カニ外人ト其富ヲ競フニ実ニ難シ。」西欧資本主義の科学と技術のまゝに座視することは許されない。商工業の発達も急務であるが、まづ現状から出発するとすれば農業の勸奨でなくてはならない。農業の発達により、その生産力がうみだす利益によつて工商の近代化に進むのでなければならぬ。

「今日ノ農務ノ最要ニシテ而モ大ニ勸奨セサルハ論ヲ俟サルナリ。抑我國ノ産物概ネ農ヨリ出テサルハナシ、而シテ其務ムル処亦従来ノ農ヲ以テ未タ尽セリト云ヘカラス。開墾シテ田畑ト成ヌニ適スルノ地アリ、桑茶草木ニ適スルノ地アリ、牧畜ニ適スルノ地アリ。各其風土ト地味ノ宜キニ従テ大ニ之ヲ振興セハ各地方官以テ民事ニ勤勞シ、士民各其業ニ就クノ目途ヲ得、其鴻益経年ナラスシテ功驗ヲ見ルヘシ」(「大隈文書」第二卷一・二頁)

これは一見すると重農論であるが、松方は単なる重農主義者ではなかつた。かれの経済発展の方策は漸進主義であり、農業を中心とした商工業の発展でなければならぬ。農業をあくまで中心とするところから重農主義者とみるならば、あるいは誤ではないであらう。西欧資本主義の生みだした科学と技術のまゝに、ただ模倣に急にして砂上の樓閣を築

みる経済政策に対する批判でもあつた。松方は要すに現実主義者であつた。

松方の経済政策観を見る場合に忘れてならないのは貿易に対する所見であり、その具体化されたものに、条約改正と海関稅權回復の建議（「松方伯財政論策集」では「海関稅改正議」）第一がある。はじめに述べたように、佐賀の亂、台湾事件とあいつぎ、國家經費の支出は國家財政を窮迫せしめたが、その対策には何等の成算もなかつた。松方は明治七年四月租稅助吉原重俊と共に大隈大藏卿と吉田清成大藏少輔に前記の建議をおこなつたのである。その所論は

「貿易ハ人生ノ須要止ム事ヲ得サル所ノモノニシテ、庶民ノ安富貧困ニ至リ之レニ関スル固ヨリ少ヤトセス、就中海外ノ貿易ニ至テハ一國ノ貧富強弱ニ関スル実ニ大ニシテ、能ク其制限ヲ定ムル真ニ經國ノ大業ナリ。尤輓近水陸來往ノ便大ニ容易ク、貿易ノ道從テ增多シ、日ニ進ミ月ニ盛ニ其勢至ラサル所ナカラントス。本邦ニ於テモ近來比々繁盛シ、其大ナル殆ント内國ノ貿易ト比スルニ至ル、能ク其制限ヲ立ル實ニ邦家今日ノ急務一日モ忽ニス可カラサルナリ。故ニ先ツ能ク國內土産ノ多寡民用ノ過不足ヲ計リ、鞏固ノ利害出入ノ得失ヲ考へ、富有ノ大業ヲ立テテ事ヲ慮カラスンハアルヘカラス。然ルニ年來歐米ノ諸國ニ於テ經濟ノ大家並出シ、各其意見ヲ主張シ、議論紛紜タリ。最モ外國貿易ノ方法ヲ論スルニ至ツテ異論更ニ一定セス。然レトモ其辯ヲ要スルニ自由貿易保護稅ノ兩説ニ出テス。自由貿易ハ物品ノ進口ヲ自在ニシ、貿易ノ自然ニ任セテ別ニ造意シテ稅額ヲ定メ制限ヲ立ル事ナキヲ以テ主トシ、保護稅ハ進口ノ物品ニ於テ區別ヲ立テ稅額ヲ定メ、外物ノ濫入ヲ制限シ内國ノ百工ヲ奨励保護スルヲ以テ主トス。然ルニ各國政府或ハ自由貿易ノ論ヲ採リ或ハ保護稅ヲ用ヒ、輪出入ノ稅額ヲ定ムル区々一定ナシ。蓋シ其國勢ト事体トニ因テ之レカ取捨ヲ為スヲ以テ自ラ治術ニ於テ異同アル所以ナリ。本邦今日ノ形勢ヲ察スルニ、十八年以前ヨリ西洋各國ト交通貿易ノ條約ヲ結ヒ、橫長等ノ數港ヲ開キ外人ノ來往營業ヲ許セシヨリ、實際ノ事件通商ノ道日ニ増盛シ、既ニ昨年ニ至テハ橫浜港輸出入品物ノ全額ヲ算シテ三千三百三十九万二千弗余ニ及フ。凡ソ今ヲ距

ル十四年以前千八百八十年、同港貿易ノ全額ヲ見ルニ四百八十九万八千弗余ニ過キス、然レハ十四年間貿易ノ繁盛  
スル正ニ七倍ニ至ル。又其全額ニ就テ輸出ノ比較ヲ論スレハ輸出ハ三百九十五万三千弗余ニシテ輸入ハ僅ニ九十  
四万五千弗余ニ過キサレハ、輸入ノ輸出ニ比スル尚四分ノ一ニ足ラス。然ルニ其後十四年ヲ経昨年ノ比較ヲ算スル  
ニ、輸出千五百二十二万六千弗余、輸入千八百七十七万二千弗余、輸出ノ輸入ニ及ハサル二百九十四万六千弗余ナリ。  
又各港輸出入ノ総計ヲ以テスレハ、昨年ノ輸出二千二百一十一万七千弗余、輸入二千九百十万五千弗余、則チ輸出ノ  
不足ナル七百八十八万七千弗余ニシテ殆ント四分ノ一ニ当ル。然レハ則チ漸次輸入增多シ輸出ノ品物以テ之レヲ償  
フニ足ラサル一目ニシテ瞭然タリ。尚推シテ将来ノ事ヲ察スルニ、漸次邦人好尚多ク輸入物品ニ偏シ、衣食居住日  
用須要ノ品類ニ至ルマテ尽ク彼カ風習ニ慣ヒ洋品ノ流行スル駁々乎トシテ日ニ盛ナルノ勢アリ、則チ輸入弥增多シ  
テ決シテ減少スルノ情ナキハ必然ナリ。若シ此ノ如ク輸出入ノ比較ニ於テ逐年大差ヲ生シ常ニ輸出ノ輸入ニ及ハサ  
ルヲ致ストキハ、其差異固ヨリ現貨ヲ以テ償ハサルヲ得ス。然ハ則チ漸次内地ノ現貨外出シ、只内地ニ於テ幾多ノ  
人工ヲ経、内民生産ノ道ヲ達セシ品物ヲ以テ輸入ノ外品ニ換ユルノ益ヲ失スルノミナラス、既ニ邦内ニ於テ銀行ノ  
設アリテ皆自己ノ幣紙ヲ出シ、又政府ニ於テモ巨万ノ紙幣ヲ発行セリ。夫紙幣ハ必竟其紙面記載ノ金額ヲ要スレハ、  
正ニ其金額ヲ償フヘキ約束ノ証書ナルニ過キス、則チ必ス其需メニ応スル所ノ正貨ヲ有セスンハアル可カラス。然  
ルヲ今年輸入ノ過上ヲ償ハンカ為メ金貨ノ外出ヲ致シテ内地ノ正貨追次減少シ、紙幣ノ基本トス可キモノヲ失フニ  
至テ、一旦一般ノ信用ヲ薄シ民間狐疑ノ心ヲ生スルニ及テハ、忽チ日用交換ノ際大ニ紛擾ヲ生シ、産ヲ破リ業ヲ離  
レ人民ノ苦害ヲ醸スニ至ラン。假令兩三年ノ間ニ於テ之レヲ見サルモ、實際ニ於テ其理アル固ヨリ疑ナシ。然ハ則  
チ是必到ノ難之レニ備フルノ法ヲ定メスンハアル可カラス。」(「松方伯財政論策集」前掲書三五七、三五八頁)

外国貿易において自由貿易主義と保護貿易主義があるが、「其ノ國勢ト事体トニ因テ」取捨すべきものであるが、現

状は輸出入の不均衡によつて、ために金貨の流出をみるにいたり、紙幣の基本ともなるべき正貨の減少のために民心は狐疑の念をもつようになつては、「日用交換ノ際大ニ紛擾ヲ生シ、産ヲ破リ業ヲ離レ人民ノ苦害ヲ醸ス」ことは必定である。そのためにはこれが対策を決定しなければならぬと強調した。

さらに現実をみると、

「凡ソ彼ヨリ我ニ輸入スルノ諸品ヲ見ルニ毛布綿布其他百般ノ諸物大抵皆是人生日用全尽ノ人工品ナリ。我ヨリ輸出スルハ茶葉ヲ除ク外絹糸蚕卵ノ如キ必竟半経ノ人工品ニシテ、其他ハ只米麦石炭銅等ノ如キ粗大天然物ノ数品ニ過キサレ而已。若シ此轍ニ因リ依然変セサル中ハ、若干ノ年月ヲ経ルニ從ヒ内國ノ輸出ハ只天然粗大ノ数品ニ止マリ、全尽ノ人工品ハ日用須要ノ品物ト雖モ尽ク之ヲ他邦ニ仰キ、内地ノ人民之レカ為ニ年来ノ生業ヲ失シ、富者ハ産ヲ破リ職工ハ手ヲ空フシ、游惰僑ニ呻ヒ窮者途ニ填チ、堤決蕩出禦ク可カラサルノ勢ニ至ラン事、知者ニシテ而後ニ知ルヲ待タサルナリ、蚤ク之レカ制限ヲ立テ予メ其難ヲ防カスンハアル可カラス。」(同上)

西欧諸國は自由貿易主義と協定税率による貿易の優位を堅持して、日本をその消費市場としたのである。これについて「夫本邦開港ノ初未タ歐亞諸國ノ事体ヲ悉サス、此ニ於テ事々皆彼カ為メ籠絡セラレ交際條約貿易規則ト混濟別ナク、甚シキニ至テハ税法ヲ輕重シ、物品開閉シ、條例ヲ設クル皆彼國領事ト協議決定スベキノ條款ヲ立ルニ至ル。税法不利ニシテ改ムルヲ得ス、其條例不便ニシテ而シテ変スルヲ得ス、空シク自主獨立ノ虛名ヲ擁シ其実附庸隸ニ異ナラス、豈可歎ノ至ニアラスヤ、然ルニ則チ本邦今日外交ノ急務ハ條約改正ノ大眼目ヲ立テ税法立ノ大權ヲ復取スルニ在リ(傍点一筆者)。宜シク先ツ其大本ヲ確定シ而テ後改正ノ事業ニ及フ可シ。夫レ交際事務ハ自主獨立ノ國權ヲ擁シ、万国ノ公法ニ拠リ、国内ノ利害ヲ謀リ、各国ト商議シテ其條約ヲ結ヒ、貿易事務ハ我國權ヲ以テ之レヲ定メ、其間彼我便利ノ為メ商議セサル可カラサル者ハ特ニ之レヲ協議シ、自余ハ悉ク我ノ全權ニ帰シ決シテ

彼ノ関ス可カラサルモノトス可シ。夫レ如此クシハ則チ税法取放寛嚴皆我カ胸算ニ出テ、外品濫入ノ患ヲ節シ内工繁殖ノ業ヲ興シ、自カラ現貨ノ外出ヲ防キ紙幣ノ信用ヲ保タン事其以テ疑ヒ無カル可シ。現今定立ノ税則ヲ閱スルニ、輸出税重キニ過キテ輸入税ヲ課スル多ク便利ヲ外人ニ与ヘ（傍点ハ筆者）、更ニ内國ノ利害ヲ計ラサルモノニ似タリ。夫輸出ノ税重ケレハ内品ノ価値ヲ増シ、外人之レヲ用ユル者少フシテ其品自ラ売レサルヲ致シ、遂ニ内産ノ繁殖ヲ減シ内民營業ノ道ヲ阻ム可シ。又輸入ノ税輕キニ過レハ其物価ニ於テ大異ヲ生スルナリ、必ス外品ノ所用ヲ増シ内品ノ所用ヲ減シ、追次内業ノ衰頽ヲ致タシ終ニ破産流亡ノ憂内民ニ及フニ至ラン。故ニ稅權復收ノ日宜シク貿易ノ利害得失ヲ察シ其制限ヲ確立シ、輸出税ハ茶葉絹糸蚕卵等ヲ除クノ外悉ク之ヲ解放スヘシ。」（同上）

協定稅率による制限貿易は輸出税に重く輸入税に輕きために民業の衰退となつてゐるので、稅權回復の日には貿易の利害得失を察して制限を立てなければならぬと論じた。

輸出税を課するばあい茶葉絹糸は本邦の特産であるから、したがつて他國では生産できぬものであるから輕税を賦課してもよいが、蚕卵の流出は他國の利と自國の不利となるから、輸出税を重くして國內産業の保持をはからねばならない。米麦も飢饉にそなえる上においても適宜輸出税を課すべきであると述べ、最後に「今適々條約改定ノ期ニ際ス、則チ断然有為ノ時ハ正ニ今日ニ在リ。假令改定ノ條約ヲシテ平等ノ條約トスル能ハサルモ、決シテ已ノ手足ヲ羈繼シ己ノ利害禍福ヲ制スル事能ハサルノ具トスル無カラシメン事ヲ是レ願フ」と建言したのであつた。もちろん紋上の引用からみられるように松方は保護貿易主義の立場に立つていたのである。條約改正は政府の熱望するところでもあつたが、改正を断行する準備と實力に欠けていたので見送られるにいたつてゐた。

松方は海関税改正については黙視しえなかつたので、明治七年五月ふたたびこの件に關して建議を行つたのであつた。趣旨は前掲の建議と大同小異であつて、保護貿易主義をとるべきことを明かにし、輸入超過の現状を述べ、それは自国貨幣の海外流出の大きを惹起させ、民衆の衰退を憂えて、条約改正と海関稅權回復の急務を主張したものであるが、この建議には「擬定輸入税則」による輸入品月別税率が付けられている。

増稅等差表（課稅率表）

三類	三品	（原材料品）	（半製品品）	（完製品品）
		生	半	全
品	無稅	第一品	第二品	第三品
有	元價百分ノ三 百分ノ五	第一品	第二品	第三品
品	百分ノ十 百分ノ十五 百分ノ二十	第一品	第二品	第三品
益	百分ノ三十五	第一品	第二品	第三品
益	百分ノ三十五	第一品	第二品	第三品
無	百分ノ三十五	第一品	第二品	第三品

備考 「松方伯財政論策集」前掲書 316頁

この表についての説明を建議では次のように述べている。

「擬定輸入税則ニ曰ク、輸入ノ物貨ヲ大別シテ三類トナス、凡ソ之ヲ購求シテ内國ノ物貨ヲ増殖シ或ハ民智ヲ啓發スル等、總テ國家ニ利アル者之ヲ有益品ト為ス。凡ソ之ヲ資テ民用ヲ足シ或ハ物貨ノ流通ヲ利スル者之ヲ資用品トス。凡ソ害スル處アツテ利スル處ナキ、浪ニ之ヲ用テ貨財ヲ耗シ一切民用ニ益無キ者之ヲ無益品ト為ス。又毎類

之ヲ三品ニ區別シ、一ヲ半植品ト為シ、二ヲ半経工作品トナシ、三ヲ全成精工品トナシ。」（松方伯財政論策集）

要するに、原材料品は輸入税を軽くし、完成品には加重し、国富の増進に資するものには低率とすることであり、「物産ノ多寡、民用ノ臙縮、羅維ノ利害ヲ熟慮シ輸出入ノ制限ヲ定」めた貿易政策をとるべきことを建議したものであつた。

海関税改正についての建議は同年十二月にも行われ、「松方伯財政論策集」では「海関税改正議第三」として採録されているが、これも前建議と同様に大藏卿大隈重信に提出した。この建議は具体的事例をフランスに求めてその先例としており、普仏戦争に敗れたフランスが産業の衰退と国土の荒廢から立上るために敢然として海関税則を改正しじゆうらいにもまして苛酷なる税法としたことは独立の権限にあることよりくるものであつて、海関税改正は独立の権限であることは「万国ノ公法」であると力説した。また条約改正を断行して税権を確立するのでなければ国家統綸の大権を失墜するだけでなく、「ソノ弊ヲ救ハス荏苒遷延候時ハ速モ理財ノ道難相立」ともいい、「海関ノ税権我ニ帰收セサル様ニテハ、将来如何様内地ノ税法ノミ更革スルモ決シテ其当ヲ得ル事」もできないのである。海関税回復は急務中の急務であるから、「時日ヲ不問速ニ条約改正ニ御著手此機ニ際シ海関ノ税権悉ク帰收候様相成度」と要望したのであつた。貿易と国家財政との実状について次のように述べている。

「元來我國新貨幣鑄造ノ儀ハ莫大ノ費用ヲ不被為庄御開業相成、既ニ本年（明治七年）筆者）九月迄鑄造高六千三百五十四万六千円余ナルニ、本年一月ヨリ九月迄輸出ノ現貨千九万式百余円ニ及ヘリ、此ニ因リテ推考スルニ、既往輸出ノ高亦幾千ノ巨額ニ及ヒ候哉モ難相量、如此現貨ノ濫出日二月ニ盛ニナル時ハ現貨ハ倍空竭シ終ニ紙幣ノ信用ヲ失フ時機ニ立至リ可申、且巳未開港以來既ニ拾六星霜ヲ経候得共輸出ノ輸入ニ及ハサル事多キニ居リ、現貨濫出因財空竭ノ弊既ニ極リ候ハ御熟知ノ通りニテ、曠今ニ至リ殊ニ甚敷既ニ昨年ノ如キハ輸出ノ輸入ニ過ル事八百三万六千五百五拾三円余ノ巨額ニ及ヒ候得共、之ヲ推スニ今年ノ輸出入平均セサル儀ハ申迄モ無之、必定幾千ノ不足ヲ為シ候儀ニ可有之。斯ノ如ク現貨濫出シテ輸出入不平均ノ由テ起ル所以ノ本ヲ原ツヌルニ、畢竟海関ノ税権我ニ帰收セサルヨリシテ能ク輸出入物品ト内地産物トノ景況ヲ察シ、其宜シキニ從テ税則ヲ設ケル事ヲ得サルニ因リ候条、今ニシテ其弊ヲ救ハス荏苒遷延候時ハ速モ理財ノ道難相立、譬ハ疾病ノ人身ニ感スルニ当テヤ、其外形猶健康ナル

カ如シト雖モ、一旦其毒膏盲ニ入ルニ及ンテハ名医モ終ニ是ヲ治スル能ハサルカ如シ。今夫新貨幣ナリ古金銀ナリ有限ノ貨幣ヲ以テ無限ノ輸出ニ供シ置候ハ、其弊ノ底止スル所ヲ得テ知ルヘカラス、現貨倍空竭シ現貨ト紙幣トノ数倍々相對セサルニ至リ、今幸ニ其事ナシト雖モ若一朝事アルニ際シ現貨ト紙幣トノ間突然差違ヲ生シ、終ニ不測ノ大患ヲ醸成候儀ハ誠ニ明白ナルコトニシテ識者ヲ待テ後知ル所ニ非ス。方今多難ノ際國家ノ急務固ヨリ一ナラサルヘシト雖モ、國家ノ盛衰安危ニ関涉スル如此重大ナル事件ハ有間敷、實ニ急務中ノ急務ト存候」(「松方伯財政論策集」前掲書三六三、三六四頁)

と痛論したのであつた。

海関税回復の議は当然政府として取上げるべき問題であつたが、大隈としても条約改正は慎重な準備をしてはじめて行ふべきものだという立場を堅持していたし、また政府としても条約改正の前提として岩倉具視一行を海外に派遣したのであつたから、松方の建議は緊急の問題とはならなかつたようである。これは認識の相違ということにもなる。松方とくに四十一才、政策縦横にみちあふれ、大器としての政策観は群を圧しはじめた。しかしこの建議も取上げられなかつたようである。というのは明治六年から七年にかけて政府部内では征韓の是非で兩論がはげしく対立し、内部分裂の危機を孕んでおり、危機中の危機であつて、松方の建議は時期尚早として見送られたものではなかつたのではないだらうかと思われるのである。

### 三

維新ご日なおあさく政府の財政はいまだ確立してはいなかつた。さきに鹿藩置県を断行し、つづいて地租改正の基

本方針が打出されはしたものの、政府財政を確立することは容易なことではなかつた。政府財政が確立するにいたつて明治維新は完成したといえるのであつて、それは明治十五年の日本銀行の設立によつて、幣制が確立するようになつてからであり、それまではその準備過程であつた。さて地租改正に松方は全精力を傾注したのであるが、これはその骨髄ともなるべき根幹が決定したただけであつて、租税体系の整備をみたのではない。租税体系の未整備をつき、租税体系を整備すべきを強調したのもまた松方であつた。租税頭としての松方は明治七年五月、内国税改正意見書を大隈大藏卿代理の吉田清成大藏少輔に提出した。長文であるが引用しておこう。

「謹テ按スルニ、租税ノ要ハ上ニ均一簡易ノ法ヲ立テ能ク権衡ヲ持シ下ニ勞逸偏重ノ不平ヲ生セシメス中正公平タルヲ以テ主トス。然リ而シテ税ノ徵賦ハ都テ民心ノ氣機ニ感觸シ國家ノ盛衰ニ関涉スル一大基源ナレハ、之ヲ漠視スヘカラス。故ニ先ツ現今理財ノ如何ヲ論シ將來ノ完備ヲ期セント欲セハ、遠ク前古ニ遡リ其沿革スル所ノ状情ニ至ルマテ深ク鑑ミサルヘカラス。抑本邦租庸調ノ如キ往時ニアツテハ蓋シ勞逸アルナシ。而シテ時變ニ隨ツテ其法漸ク廢弛シ、遂ニ武門武士ナルモノ國郡ニ割拠シ其守護地頭私意ニ任せ、賦課ノ方法各其制ヲ異ニシ一般ノ定税ナク、士ニ固ヨリ兵役ノ任アルヲ以テ税ノ何モノタルヲ知ラス、工商ノ如キニ至テハ徒ニ運上翼加等ノ名義ヲ附会シテ之カ輕税ヲ賦スルアルモ猶ホ是レ無キカ如クナリシ。且ツ地租モ亦天正年中明智氏私恩ヲ施サントシテ地子ヲ京都ニ免除セルヨリ以來、都會及ヒ旧藩城下等往々之ニ倣テヨリ無税ノ地少カラス、遂ニ人民輻輳ノ媒、遊手群集ノ場トナレリ。其弊ヤ田家荒蕪ノ地ヲ増シ農夫生産ノ途窘ル。然リ而シテ農特リ重税ヲ負ヒ、所謂樂歲ニハ終年苦ミ凶歲ニハ溝壑ニ転死スルヲ免レサルモノ比々皆是ナリ、豈憫マサルヘケン乎。其レ斯ノ如ク勞逸不平其當ヲ得サルノミナラス生産ノ源ヲ墜塞スル実ニ經濟ノ宜シキヲ失ヘリ、之ヲ今日ニ存置スル可カラサルヤ昭々タリ。是ニ於テヤ維新ノ際地租改正ノ議ヲ唱フルモノアリト雖トモ、其着手ノ至難ナルヲ以テ遂ニ果サス。其後辛未ニ及ンテ其議

ヲ張り壬申ニ至ツテ制可ヲ得、始テ東京府下へ地券税法ヲ発行シ、尋テ田租改正之議ニ及ヘリ。此際ニ当テ衆論紛々タリシカ、遂ニ地券税法ノ公平至当ナルヲ以テ斯ニ一決シ其旨ヲ奏シ、癸酉年詔シテ之ヲ全国ニ頒布セラル。即チ此改革タルヤ税法偏頗ノ弊ヲ矯メ公平画一ニ帰セントスル必ス幾分ノ減ナキ能サルハ既ニ詳陳スル所ナリ。而シテ今ヨリ將來ノ歳入ヲ予メ概算スル之ヲ旧額ニ比スレハ凡ソ六百万円ヲ減却セン。今夫レ事務多端ノ際國家費用ニ乏シ、若シ一朝事アルニ及ンテハ何ヲ以テカ之ニ応セン。是レ新税ノ興廢スル徒ニ聚斂ヲ主トスルニアラスシテ、固ヨリ公平均一ヲ主トシ、且減額ノ幾許ヲ填補スルニ在リ。故ニ古今ヲ稽考シ深ク民情ノ所向ヲ察シ、広ク各国ノ公範ヲ採リ租税及ヒ賦金ノ分限ヲ画定シ、偏重偏輕ノ弊ヲ除キ富富ニ從ツテ其税ヲ斟酌シ、要費ノ品種ヲ分ツテ其率ヲ輕重シ、或ハ中外ノ輸出入品ニ保護税ヲ配シ益物産ヲ繁殖セシメ、愈其至当ノ税法ヲ布キ新税ノ額倍蕪スルニ從ツテ尚ホ地税ヲ減セントス。斯クノ如キ平均ヲ得セシムル必ス工商モ物品ノ税ヲ興スニ他ナシ。而シテ其施行ニ至ツテハ事自ラ先後緩急アリ、是ヲ以テ効ヲ一時二期セス、宜シク先ンスヘキト急ニスヘキトヲ撰シテ内議ヲ竭シ之ヲ上陳シ、其中正ヲ得ルモノヲ准允頒布アラン事ヲ欲ス。然レトモ新税ヲ督發スルヤ又杞憂ヲ懷ク所アリ、何ントナレバ今日ノ民貢ヲ國ニ納ル、ハ則チ人民ノ義務タルヲ知ル者少ク、數百年來因襲ノ久シキ唯農ニノミ偏重ノ税在ルヲ怪マスシテ、新税ノ令至当均一ニ基クノ理ヲ悟ラサル者全国十ノ八九ニ居ラン歟。今斯民ニシテ斯新令ヲ聞キ若一朝苛税ナリト唱へ物議紛起スルモ亦知ルヘカラス。而シテ舍テ、之ヲ問ハサレハ數百年來重税ヲ負フノ農亦之ヲ何トカ云ハン。是レ此ニ難尚ホ孰レヲカ免カレンヤ。然ラハ則寧ロ中正ヲ得ルノ公道ニ從テ新税ヲ興スニ如カス。夫レ事情慣習ニ安ンシテ新入シ難キハ自然ノ理ナリ。故ニ前ニ具陳スル如ク其全効ハ一朝ノ能クスル所ニアラサレハ、緩急ヲ撰ンテ茲ニ二年アラサルヘカラス。此ノ間ニ於テ物議ノ為メ施政ノ妨碍ヲナシ、或ハ事半ハシテ踏阻シ或ハ昨議今改スルアランニハ、此ノ重件果ス能ハサルヤ必セリ。伏シテ願クハ事ヲ舉クルニ方ツテ先ツ民心嚮背ノ由

テ起ル源ハ如何ニ、國民稅斂ノ疾苦ヲ受クルヤ如何、新稅施行ノ偏頗ナキヤ如何ン、國民保護ノ道如何ン、國費用途ヲ節スル如何ン、此等緊要ノ數件ニ注意シ、凡ソ國議ニ与ル責任アルモノハ各其意見ヲ陳ヘシメ議者一人ノ偏見ニ任セス、廣ク重為ノ根源ヲ議シ大ニ理財ノ目途ヲ論シ、租稅ノ増減賦課ノ方法事務ノ緩急着手ノ先後豫メ算定アラン事ヲ。然リ而シテ若シ新稅ヲ興スニ方ツテ假令一時ノ物議紛擾アルモ銳意撓マス、公平画一ノ賦稅ヲ擴張シ因襲ノ弊害ヲ洗除シ、興ス可キハ以テ興シ廢スヘキハ以テ廢シ、確乎トシテ其基本ヲ立テン歟、將タ現今止ムヲ得サルノ事情アツテ前議ヲ施行スヘキノ時態ニ非ストシ、斷然國費ヲ減省スルヲ專一ニシ、先ツ持重シテ賦課ノ偏重ヲ問ハス姑ク他日ヲ待タン歟、此二議ノ間孰レニカ一決シ將來ノ着眼ナクンハ理財ノ道何ヲ以テ立ヲ得ンヤ。」（「松方伯財政論策集」前掲書三六一、三六二頁）

この意見書の冒頭において「租稅ノ要ハ上ニ均一簡易ノ法ヲ立テ能ク權衡ヲ持シ下ニ勞逸偏重ノ不平ヲ生セシメス中正公平タルヲ以テ主トス」という、これは近代國家の財政原則ともいうべきもので、かれの以後財政政策の基幹ともなつたものである。この認識は地方長官を歴任して以來、松方が租稅關係を主管してきた経験によつて得たもののように思われる。つづいて従來の租稅制度について批判し、地租改正におよんで税法の不備を改正するにいたつたことに言及した。しかし地租のみに依存する明治政府の財政は「今夫レ事務多端ノ際國家費用ニ乏シ、若シ一朝事アルニ及ンテハ何ヲ以テカ之ニ応セン」とその弱点を指摘したのであつた。當時の國家財政の一端を示すものとして、明治八年の歳入出表を掲げておこう。

自明治8年1月至6月歳入予算表

地租及各種税	地租 地諸 港灣碇泊税 合	地券 雜税 及諸税 計	39,972,436 786,273 24,465 40,783,174
郵便及印紙税	郵便 証券 合	印紙 税計	238,317 280,000 518,317
海関税及諸税	横兵 大長 新函 合	浜庫 坂崎 湯館 計	500,000 142,000 21,500 54,650 150 5,907 724,207
賦課各車 山汽取入 鉞電	種飲 汽電 合	入山 車信 計	1,981,800 111,864 298,456 52,264 462,584
琉球 官中 宮選 奉 臨時	藩用 用途 ヨリ ヨリ 各種 收入	貢納 兵備 へ高 諸取 入	59,450 30,000 18,000 3,314,234 889,724
	院省 土地木石 支那政府 常用ヨリ 合	使諸 他下 ヨリ 價入 挿入 高 計	174,604 773,292 9,000,000 10,837,620
	歳入 率 合	出越 越高 計	1,691,531 18,911,322 20,602,853
総計			79,332,239

備考 「明治史要」附録表 113、114頁

「地租改正条例」第六章では「向後茶・煙草・材木其他ノ物品税追々發行相成」とはいつているものゝ、前掲の歳入予算表が示しているように、歳入の大半は地租が占めていたのであつて、これにはすでに触れたように、松方は海関税の改正を痛論したが、ここでは歳入にあつて、「古今ヲ稽考シ深ク民情ノ帰向ヲ察シ、広ク各国ノ公範ヲ採リ租税及ヒ賦金ノ分限ヲ画定シ、偏重偏輕ノ弊ヲ除キ貧富ニ從ツテ其税ヲ斟酌シ、要費ノ品種ヲ分ツテ其率ヲ輕重シ、或ハ中外ノ輸出入品ニ保護税ヲ配シ益物産ヲ繁殖セシメ、愈其至当ノ税法ヲ布キ新税ノ額倍蕪スルニ從ツテ尚ホ地税ヲ減」ずることであり、工商業も農業と同様に物品税を負担すべきであるといふのであつた。そして基本的態度として

は新税を興すか、国費の節減かの二途があるが、「此二議ノ間孰レニカ一決シ将来ノ着眼ナクンハ理財ノ道何ヲ以テ立ヲ得ンヤ」と論じたのであつた。この建策がなされた事情を考えてみると、地租改正の方針は打出されたものの、松方が指摘するように、地租改正による国家財政への影響とそれに関連する政費といった実際の問題については十分の考慮は払われてはいなかつた。地租改正の国家財政に及ぼす影響について、本建言書では六百万円の減租となることを述べているが、このことについては明治七年十二月「地租改正所由略説」および「改正増減概算假定書」を政府に提出し、前述の六百万円の理由を詳述しているが、それとの関連のもとに本建議は松方租税体系の骨格が示されたものであつたといえよう。

## 四

上述の四建議にもとづき、明治七年十二月大蔵省としては政府の税制整理方針の確定にしたがつて、税制整理に関する調査成案を太政官に稟議したのであつた。それによると、改革案は六方条からなり、一は封建時代の因襲たる雑税の全廃と賦課すべきものは新に全国一般に公布すること、および賦金は特別の規定を設けて府県に限ること。二、紋油税の廃止。三、国役金の廃止。四、煙草税の新設。五、従来の酒造類諸税を改廃し、醬油税、濁酒税、麴醬税および清酒類、新規免許料を廃し、清酒、焼酎、白酒、味醂、銘酒の醸造率の増加。六、僕婢税、乗馬税、駕籠税、馬車税、人力車税を廃し、車税を新設すること。遊船は船税規則によつて課税すること。この改革案は松方の立案にかゝるもの（「公爵松方正義伝」乾五六五頁）であるが、政府は明治八年二月これを採用し、太政官布告第二十三号をもつて、雑税千五百五十三種を廃止し、旧来の雑税より国税となつたもの九種、新に十三種の新税が施行された。

以上の租税権頭時代の松方の財政経済政策論はゆたかな近代感覚をもつたものであり、財政経済政策家として並々

ならぬ理論家であつたことを窺いうるであらう。しかしこの時代は自己の所策を実行するだけの地位にはなかつたので政策論以上にすることはなかつた。

松方正義が財政經濟政策家としてすぐれた才腕を發揮するのは明治十三年二月第三代の内務卿に就任していらいることであり、とくに明治十四年十月大蔵卿就任は瞠目すべき財政經濟政策を推進していくのであつた。その場合の松方の政策の基礎にある經濟理論は租稅權頭時代に形成されたものといつて過言ではなからう。したがつて租稅權頭時代の諸建議は採択されることは、少なかつたが、松方の財政經濟政策を理解する場合また明治期の財政經濟政策を解明する場合、かならずや租稅權頭時代の諸建議は基本的な所論として取上ぐべきものであらう。